

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】

1単位=10.84円 4級地
よこすかみかん

<要介護>

サービス内容	サービス提供時間	単位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護 I－1・時間内	1回につき20分未満	314	3403	341	681	1021
訪問看護 I－2・時間内	1回につき30分未満	471	5105	511	1021	1532
訪問看護 I－3・時間内	1回につき30分以上 1時間未満	823	8921	893	1785	2677
訪問看護 I－4・時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,128	12227	1223	2446	3669
理学療法士による訪問看護費	1回につき20分以上 1日に2回を超えた場合1回につき 90/100に相当する単位数を算定	294	3186	319	638	956
	緊急時訪問看護加算 特別管理加算 及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合	286	3100	310	620	930
初回加算 I(退院日当日)	訪問看護を新規で利用をした場合	350	3794	380	759	1139
初回加算 II(退院日翌日以降)	訪問看護を新規で利用した場合	300	3252	326	651	976
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6504	651	1301	1952
特別管理加算 I (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500	5420	542	1084	1626
特別管理加算 II (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2710	271	542	813
緊急時訪問看護加算 I	看護業務の負担軽減体制の整備をしている場合 1ヶ月に1回算定	600	6504	651	1301	1952
緊急時訪問看護加算 II	上記以外 1ヶ月につき1回算定	574	6222	623	1245	1867
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2753	276	551	826
複数名訪問看護加算 I (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	402	4357	436	872	1308
複数名訪問看護加算 II (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	201	2178	218	436	654
複数名訪問看護加算 II (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	317	3436	344	688	1031
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	300	3252	326	651	976
口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関等へ情報提供をした場合算定	50	542	55	109	163
ターミナルケア加算	死亡月につき1回算定	2,500	27100	2710	5420	8130

※(1)「緊急時訪問看護加算 I」「ターミナルケア加算」「夜・朝、深夜加算」は24時間連絡体制にある当事業所は適用となります。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=○○円(1円未満切捨て)

○○円-(○○円×(0.9 0.8 0.7)(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※負担割合は1割負担の場合:0.9、 2割負担の場合:0.8、 3割負担の場合:0.7

夜間・早朝	朝6時～朝8時、夜6時～夜10時のサービスには、基本単位数に25%加算
深夜	夜10時～朝6時のサービスには、基本単位数に50%加算

※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算 I」「特別管理加算 I・II」「ターミナルケア加算」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

1エンゼルケア 20,000円

2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する

自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり20円とする